

○八王子市老人ホーム入所判定委員会設置要綱（昭和63年5月1日施行）

昭和63年5月1日施行

（改正）平成3年7月1日 平成7年1月13日
 平成12年1月4日 平成24年4月1日
 平成24年11月1日 平成27年4月1日

（設置）

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条第1項第1号に規定する措置の要否の判定等を行い、法の適正な運用を図るため、福祉事務所（八王子市の福祉に関する事務所設置条例（昭和26年八王子市条例第34号）に定める福祉事務所をいう。以下同じ。）に八王子市老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（措置等の決定）

第2条 福祉事務所の長（以下「所長」という。）は、老人ホームへの入所申請を受けたときは、委員会の判定及び検討を参考にして、当該申請に係る入所等の措置の決定を行うものとする。

（委員の掌握事項）

第3条 委員会は、所長の依頼を受け、次の各号に掲げる事項の判定及び検討を行う。

- （1）法第11条第1項第1号に規定する措置（以下「入所措置」という。）の要否
- （2）既に入所されている者のうち、所長が入所措置の継続について判定の必要があると認めた者に対する入所措置の継続の要否
- （3） 其他所長が必要と認めた事項

（構成）

第4条 委員会は、所長が依頼する次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- （1）法第6条に規定する社会福祉主事
- （2）八王子市の在宅老人福祉担当者
- （3）八王子市保健所長又はその指定する者
- （4）医師法（昭和23年法律第201号）第2条に規定する医師
- （5）法第15条第2項及び第3項に規定する老人福祉施設の長又はその指定する者
- （6）其他所長が必要と認める者

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(招集)

第6条 委員会は、所長が招集する。

(開催)

第7条 委員会は、定期的を開催する。

2 所長は、前項にかかわらず必要と認めるときは、臨時に委員会を開催することができる。

(主宰)

第8条 委員会は、あらかじめ所長が指名した委員が主宰する。

(入所措置要否判定の基準)

第9条 第3条に規定する入所措置及び入所措置継続の要否判定は、八王子市老人福祉法施行細則（平成27年八王子市規則第46号）第2条第1項に定めるところによる。

(報告)

第10条 委員会は、第3条に規定する判定及び検討の結果を老人ホーム入所判定審査票（別記様式。以下「審査票」という。）により所長に報告する。

(緊急入所措置)

第11条 所長は、緊急やむを得ないと認める場合、委員会の判定を待たず入所措置をとることができる。

2 前項の措置をした場合、所長は、次回の委員会にこれを報告しなければならない。

(報償)

第12条 委員に対する報償費は、別に定めるところにより、予算の範囲内で支給する。ただし、市の職員であるものには支給しない。

(守秘義務)

第13条 委員は、審査票の内容その他個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解任)

第14条 所長は、委員が次の各号に該当するときは、これを解任することができる。

(1) 委員の資格を失ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) その他職務を行うに適当でないと認められたとき。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、福祉事務所が所管する。

(実施細目)

第16条 この要綱の実施に関し、必要な細目は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。